

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年10月13日（金）
意見提出期間	令和5年10月13日（金）から令和5年11月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、生涯学習課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

(1) 「2 ホール・舞台用設備関係」 「3 上記以外の施設用設備関係」 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	16 ミリ映写機、スライド映写機、電子オルガン等の廃止は舞台照明器具を操作するための器具の更新とは関係ないと思われませんがどのような理由で廃止するのですか。	D	近年、使用実績がなく、機械のメンテナンスも難しいことから、舞台照明器具と併せて廃止するものです。

(2) 「4 使用単位を変更するもの」 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	コンセントの 1,500 ワットの計算はどのように行うのか？	D	ホール・舞台に持ち込む器具名称、消費電力等を利用者に申告していただき、消費電力の合計を算定の基礎とするものです。
2	「4 使用単位を変更するもの」について、改正後と改正前が逆ではないか？	D	ご指摘のとおり、改正前と改正後が誤っておりましたので、修正いたしました。